ｂ　建物規模　地上２階以上かつ30戸（室）以上（管理技術者、総括技術者は、担当分野を問わない。主任技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当業務）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす設計業務における、設計実績が必要となる。

②　建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で規定するところにより算定した平成27年度の点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が以下の点数以上であること。

ａ　建築一式工事　900点（ただし、建築一式工事に当たる者が複数ある場合は、うち１社が満たせばよいこととする。）

イ　提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年５月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が５年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ　平成12年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す各担当工事を実施し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、本事業において、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ30戸（室）以上（建築一式工事）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす建設工事における、施工実績（企業）、施工経験（担当者）が必要となる。

エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、本事業において、同じ技術者が複数の役割及び分野を兼務することはできないものとする。

ａ　建築一式工事

ⅰ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

ⅱ　平成12年度以降に元請として、2(1)3）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

③　工事監理に当たる者（「建築基準法」（昭和25年５月24日法律第201号）第５条の４第２項の規定に基づき設置するものとする。）は、以下の要件を満たすこと。

ア　2(1)3）①アに同じ。

イ　2(1)3）①イに同じ。

ウ　平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者、総括技術者及び主任技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、本事業において、同じ技術者が管理技術者と総括技術者を兼務することは可能とするが、同じ技術者が総括技術者及び各主任技術者を兼務することはできないものとする。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上２階以上かつ30戸（室）以上（管理技術者、総括技術者は、担当分野を問わない。主任技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績が必要となる。

④　維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成27・28年度に東海・北陸地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成12年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　30戸（室）以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績が必要となる。

⑤　運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　平成12年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む）、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　30戸（室）以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。）における、運営実績が必要となる。

⑵　競争参加資格確認基準日等

１）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。なお、競争参加資格の確認審査に当たっては、2(1)3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者及び有資格業者の登録を行っていない者も、技術提案書の提出期限の日において2(1)3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていることを条件として競争参加資格があると認めるものとする。当該競争参加資格があると認められた応募者が本事業の提案に参加するためには、技術提案書の提出期限の日において２(1)3）①ア、②ア、③ア及び④アに示す要件を満たしていなければならない。

２）応募グループの構成員及び協力会社の変更等　競争参加資格の確認後は、応募グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、応募グループの構成員及び協力会社を、技術提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。）しようとする者にあっては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において2(1)1）から3）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、応募グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。なお、この場合においては、速やかに、応募グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。

３　優先交渉権者の決定方法　説明書等で規定されている要求水準のうち基礎項目を全て充足している技術提案書を提出した応募者の中から、説明書等（提案審査基準）で定める総合評価方式に基づいて優先交渉権者を決定する。

４　手続等

⑴　担当部局　国立大学法人豊橋技術科学大学施設課施設総括係　〒441―8580 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１―１　電話0532―44―6532

メールアドレスglobal@office.tut.ac.jp

⑵　説明書等の交付期間及び場所　平成27年10月９日から平成27年11月５日まで。ただし、土曜、日曜、祝日、大学の休日を除く毎日、９時00分から12時00分まで、13時00分から17時00分まで。⑴に同じ。